

平成24年7月27日  
年金局企業年金国民年金基金課

報道関係者 各位

昨日（7月26日（木））開催されました第6回「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」終了後のブリーフィングにおいて、□副大臣から言及のあった資料です。

こちらの省令等の改正案に関しましては、本日（7月27日（金））17時メドでパブリックコメントを開始する予定です。

（連絡先）課長 渡辺 由美子  
課長補佐 朝比奈 祥子  
（代表電話）03(5253)1111(内線 3328)  
（直通電話）03(3595)2865

# 受給者の給付減額を行う場合の理由要件の明確化

## 現行

### ○母体企業の経営状況の悪化

＜省令＞（※）

（審査基準）

- ・過去5年間程度のうち過半数の期において赤字
- ・複数企業で企業年金を実施している場合は、上記に該当する企業が過半数

又は

### ○掛金額の大幅上昇により、母体企業の掛金拠出が困難

＜省令＞（※）

（審査基準）

- ・掛金増額が黒字の1割以上
- ・複数企業で企業年金を実施している場合は、上記に該当する企業が全体の2割以上

## 改正案

### ○母体企業の掛金拠出が困難

＜省令＞（※）

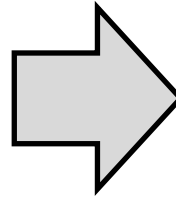
＜通知＞

次のアからウのいずれかに該当

ア 過去5年間程度のうち過半数の期において赤字

イ 掛金増額が黒字の1割以上

ウ 複数企業で企業年金を実施している場合、アに該当する企業が全体の5割以上又はイに該当する企業が全体の2割以上



確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

◎ 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(給付減額の理由)</p> <p>第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあつては、第二号に掲げる理由とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実施事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、 事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、 給付の額を減額することがやむを得ないこと。</p> <p>三(四) (略)</p> <p>(給付減額の手続)</p> <p>第六条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとする。</p>	<p>(給付減額の理由)</p> <p>第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であった者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる理由とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、給付の額を減額することがやむを得ないこと。</p> <p>三 給付の額を減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと。</p> <p>四(五) (略)</p> <p>(給付減額の手続)</p> <p>第六条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める手続は、次のとおりとする。</p>

一 (略)

二 受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、次に掲げる手続を経ること。

イ (略)

ロ 受給権者等のうち希望する者に対し、給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定に基づき算定した当該受給権者等に係る最低積立基準額を一時金として支給することその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること(受給権者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更に同意する場合を除く。)

254 (略)

(基金の給付減額の理由)

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号に掲げる理由とする。

一 第五条第一号、第二号及び第四号に掲げる理由

二 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法百十条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第百十二

一 (略)

二 受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、次に掲げる手続を経ること。

イ (略)

ロ 受給権者等のうち希望する者に対し、給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定に基づき算定した当該受給権者等に係る最低積立基準額を一時金として支給することその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること。

254 (略)

(基金の給付減額の理由)

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号及び第三号に掲げる理由とする。

一 第五条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる理由

二 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法百十条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第百十二

条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を継承する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

(特別掛金)

第四十六条 前条第一項の補足掛金額のうち過去勤務債務の額(第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。)に係る掛金の額(以下「特別掛金額」という。)は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 四 (略)

2 4 (略)

5 今回の財政計算において第四十三条第二項第一号に規定する予定利率を引き下げる場合にあつては、特別掛金額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る第一項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、予定償却期間を三年以上三十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間とする。

一 過去勤務債務の額のうち、今回の財政計算において計算した数理債務の額(給付に要する費用の額の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)から前回の財政計算において計算した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額から、当該予定利率を引き下げるものとして計算した数理債務の額から前回の財

条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を継承する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

(特別掛金)

第四十六条 前条第一項の補足掛金額のうち過去勤務債務の額(第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。)に係る掛金の額(以下「特別掛金額」という。)は、次のいずれかの方法により計算されなければならない。

一 四 (略)

2 4 (略)

政計算において計算した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額を控除して得た額（次号及び第六項において「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」という。）について、  
第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額  
二 過去勤務債務の額から予定利率引下げによる過去勤務債務の額を控除した額について、第一項から前項までのいずれかの規定に基づき計算した額

6 前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあつては、特別掛金額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

- 一 前回の財政計算において計算した特別掛金額のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る部分の額
- 二 今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額から前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額について、第一項から第四項までのいずれかの規定に基づき計算した額

（積立上限額の算定方法）

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

- 一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額

イゝハ （略）

二 （略）

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

- 一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額（給付に要する費用の額の予想額の現価から標準掛金額の予想額の現価を控除した額をいう。以下同じ。）

イゝハ （略）

二 （略）



確定給付企業年金制度について（平成十四年三月二十九日年発第〇三二九〇〇八号）新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p><b>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</b></p> <p><b>第一 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</b></p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>① <u>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号。以下「規則」という。）第五条第二号の理由で給付の額を減額する場合にあっては、確定給付企業年金の直近の給付改善の規約変更時から原則として五年が経過していること。なお、次のアからウのいずれかに該当する場合には規則同条同号に該当するものとして取り扱うこと。</u></p> <p><u>ア 過去五年間程度のうち過半数の期において、実施事業所の事業主（以下、この①において「事業主」という。）の当期純利益がマイナス又はその見込みであること。</u></p> <p><u>イ 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去五年間程度の平均の概ね一割以上となっていること。</u></p> <p><u>ウ 複数の事業主で確定給付企業年金を実施している場合については、アに該当する事業主が全事業主の概ね五割以上又はイに該当する事業主が全事業主の概ね二割以上となっていること。ただし、一部の事業主が連結決算を行っている場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計及び連結決算における当期純利益を用いることができること。</u></p> <p>② 規則第五条第三号の「やむを得ないこと」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（規則第十二条第二号及び規則付則第五条第一項の「やむを得ない」も同様。）。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 規則第六条第一項第二号ロに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。</p> <p><u>ア 規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額から当該規約の変更による給付に相当する最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、当該規約の変更による給付を支給する方法。</u></p> <p><u>イ 規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額を一時金として支給する措置に加えて、次のa又はbその他の給付の額の減額がないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法。</u></p> <p><u>a 規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規則第二十六条第三項第一号に規定する予定利率及び予定死亡率により算定される給付に要する費用の予想額の現価に相当する額</u></p> <p><u>b 規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規約の定めるところにより算定される一時金として支給する老齢給付金の額</u></p> <p>⑧ (略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</b></p> <p><b>第一 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</b></p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>① <u>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号。以下「規則」という。）第五条第三号の理由で給付の額を減額する場合にあっては、確定給付企業年金の実施又は直近の給付水準の変更時から原則として五年が経過していること。</u></p> <p>② 規則第五条第四号の「やむを得ないこと」とは、合併等により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（規則第十二条第二号及び規則付則第五条第一項の「やむを得ない」も同様。）。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 規則第六条第一項第二号ロに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額から当該規約の変更による給付に相当する最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、当該規約の変更による給付を支給することはこれに該当するものであること。</p> <p>⑧ (略)</p>



新	旧
<p>(2) 次のいずれかの場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、③に該当する場合は、少なくとも五年度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①及び②のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、給付の額の算定において、規則第二十八条第一項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近五年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算すること。</p> <p>① 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合</p> <p>② 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合</p> <p>③ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合</p> <p><u>なお、加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が上記①から③のいずれにも該当しない場合は、給付の額の減額として取り扱わないものとする。</u></p> <p>第二～第八 (略)</p>	<p>(2) 次のいずれかの場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、③に該当する場合は、少なくとも五年度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①及び②のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いることとし、給付の額の算定において、規則第二十八条第一項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近五年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算すること。</p> <p>① 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合</p> <p>② 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合</p> <p>③ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合</p> <p>第二～第八 (略)</p>

厚生年金基金の設立要件について（平成元年三月二十九日企年発第二三号・年数発第四号）新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p><b>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</b></p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。 一～七</p> <p>八 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、（3）に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、（1）及び（2）のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記四の（5）の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。</p> <p>（1）給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合 （2）一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合 （3）各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合 なお、加入員及び受給者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が前記（1）から（3）のいずれにも該当しない場合は、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>十二 次のアからウのいずれかに該当する場合には認可基準の第三の七の（1）のイに該当するものとして取り扱うこと。 ア 過去5年間程度のうち過半数の期において、設立事業所の事業主（以下、この十二において「事業主」という。）の当期純利益がマイナス又はその見込みであること。 イ 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となっていること ウ 連合設立及び総合設立の基金については、アに該当する事業主が全事業主の概ね5割以上又はイに該当する事業主が全事業主の概ね2割以上となっていること。 なお、一部の事業主が連結決算を行っている場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計及び連結決算における当期純利益を用いることができること。</p> <p>十三 認可基準第三の七の（5）のウに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるのは、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。</p>	<p>(略)</p> <p><b>別紙 厚生年金基金設立認可基準取扱要領</b></p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項は認可基準の第三で示されているところであるが、この運用に当たっては次の点に留意すること。 一～七</p> <p>八 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、（3）に該当する場合は、少なくとも五年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、（1）及び（2）のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記四の（5）の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。</p> <p>（1）給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合 （2）一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合 （3）各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合</p> <p>九～十一 (略)</p>

新	旧
<p>ア <u>給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額から給付水準の引下げ後の最低積立基準額を控除した額を一時金として支給し、かつ、給付水準の引き下げ後の年金を支給する方法</u></p> <p>イ <u>給付水準の引下げがないものとして算定した最低積立基準額に相当する額（代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として支給する措置に加えて、次の a 又は b その他の給付水準の引下げがないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法</u></p> <p>a <u>給付水準の引下げがないものとして、第二の四の（5）の②に規定する予定利率及び予定死亡率により算定する給付現価相当額（代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する額を除く。）</u></p> <p>b <u>給付水準の引下げがないものとして、規約の定めるところにより算定する選択一時金の額</u></p> <p>第三～第六（略）</p>	<p>第三～第六（略）</p>

厚生年金基金の設立認可について（昭和四十一年九月二十七日年発第三六三号）新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p><b>別紙 厚生年金基金設立認可基準</b></p> <p>第一～第二 (略)</p> <p>第三 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則とするが、やむを得ず、給付水準が下がる場合にあっては、次の(1)～(5)の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 次のア～エのいずれかの場合に該当していること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>直近の給付改善の規約変更時から原則として5年が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 給付設計の変更日における受給者及び受給待期脱退者（以下「受給者等」という。）の変更後の年金額が変更前より下回っていないこと。</p> <p>ただし、基金の存続のため受給者等の給付水準の引き下げが真にやむを得ないと認められる場合であって、事業主、加入員及び受給者等の三者による協議の場を設けるなど受給者等の意向を十分に反映させる措置が講じられた上で、次のア～ウの要件を全て満たしている場合には、この限りでないこと。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 受給者等のうち、希望する者は、<u>給付水準の引下げがないものとして算定した当該者に係る最低積立基準額に相当する額（個々の年金額が代行部分相当額を超えるため、代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として受け取ることができることその他の当該最低積立基準額が確保される措置を講じていること（受給者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更同意している場合を除く）。</u></p> <p>八～九 (略)</p> <p>第四～第八 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>別紙 厚生年金基金設立認可基準</b></p> <p>第一～第二 (略)</p> <p>第三 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則とするが、やむを得ず、給付水準が下がる場合にあっては、次の(1)～(5)の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 次のア～オのいずれかの場合に該当していること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>基金を設立している企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合（連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合）</u></p> <p>ウ <u>設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 給付設計の変更日における受給者及び受給待期脱退者（以下「受給者等」という。）の変更後の年金額が変更前より下回っていないこと。</p> <p>ただし、基金の存続のため受給者等の給付水準の引き下げが真にやむを得ないと認められる場合であって、事業主、加入員及び受給者等の三者による協議の場を設けるなど受給者等の意向を十分に反映させる措置が講じられた上で、次のア～ウの要件を全て満たしている場合には、この限りでないこと。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 受給者等のうち、希望する者は、当該者に係る最低積立基準額に相当する額（個々の年金額が代行部分相当額を超えるため、代行部分相当額に一定の額を加えた年金額に相当する最低積立基準額に相当する額を除く。）を一時金として受け取ることができること。</p> <p>八～九 (略)</p> <p>第四～第八 (略)</p>